流域関連公共下水道(汚水)事業計画変更業務委託

一　般　仕　様　書

第１章　総則

1.1　業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は，富士川町において，公共下水道事業を施行するに当り，特記仕様書に示す事項に係る下水道法第４条に規定してある事業計画策定を定めるのに必要な図書及び都市計画法第60条に規定してある都市計画事業の認可を受けるための申請書図書を作成したものである。

1.2　一般仕様書の適用

業務は，本仕様書に従い施行しなければならない。ただし，特別な仕様については，特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3　費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は，本仕様書に明記のないものであっても，原則として受託者の負担とする。

1.4　法令等の遵守

受託者は，業務の実施に当り，関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5　中立性の保持

受託者は，常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

1.6　秘密の保持及び情報セキュリテイの厳守

受注者は，業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。なお、この契約期間後においても同様とする。また、受託者は本業務内で取り扱う個人情報や、貨与を受けるデータおよびシステムの情報保護、品質管理、環境保護の観点から、セキュリテイ管理システムに確立されていることを証明しなければならない。

具体的には、以下の資格を取得しており、その証明として登録(写)を提出するものとする。

(1) ISO　9001（品質マネジメントシステム）

(2) ISO 27001（情報セキュリテイマネジメントシステム）

1.7　公益確保の責務

受託者は，業務を行うに当っては公益の安全，環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8　提出書類

受託者は，業務の着手及び完了に当って富士川町の業務委託契約約款に定めるものの

外，下記の書類を提出しなければならない。

（イ）業務着手届　（ロ）業務工程表　（ハ）管理(主任)技術者届　（二）照査技術者届　（ホ）業務完了届　（ヘ）納品書　（ト）業務委託料請求書等　（チ）建設コンサルタント登録証(下水道部門)

なお，承認された事項を変更しようとするときは，そのつど承諾を受けるものとする。

1.9　管理(主任)技術者及び技術者

（1）　受託者は，管理(主任)技術者及び技術者をもって，秩序正しく業務を行わせるとともに，高度な技術を要する部門については，相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

（2）　管理(主任)技術者は，技術士（総合技術監理部門（下水道），上下水道部門（下水道)）又は下水道法に規定された資格を有するものとし，業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。

（3）　受託者は，業務の進捗を図るため，契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

（4）　照査技術者は，業務の各項目ごとに成果の審査をおこなわなければならない。

1.10　工程管理

（1）　受託者は，設計業務工程に変更を生じた場合には，速やかに変更工程表を提出し，協議しなければならない。

1.11　成果品の審査及び納品

（1）　受託者は，成果品完成後に富士川町監督員の審査を受けなければならない。

（2）　成果品の審査において，訂正を指示された箇所は，ただちに訂正しなければならない。

（3）　業務の審査に合格後，成果品一式を納品し，富士川町の検査員の検査をもって，業務の完了とする。

（4）　業務完了後において，明らかに受託者の責に伴う業務のかしが発見された場合，受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.12　関係官公庁等との協議

受託者は，関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは，誠意をもってこれに当り，この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.13　参考資料の貸与

富士川町は，業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

1.14　参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は，その文献，資料名を明記するものとする。

1.15　証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は，受託者申請による。

1.16　疑義の解釈

本仕様書に定める事項について，疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については，富士川町、受託者協議の上，これを定める。

第２章　計画

2.1　一般的事項

受託者は、設計に当り、地域社会の動向,当該地域に係る下水道の基本計画との関連性,事業の施工,施設の維持管理及び総合敵効果について十分な検討を加えるとともに問題点及び疑問等が生じたときには延滞なく打合せを行う。

2.2　業務の手順

（１）　業務は，十分協議打合せの後施行するものとする。

（２）　管理技術者は，主要な打合せには必ず出席しなければならない。

（３）　打合せには議事録をとり，内容を明確にして提出しなければならない。

2.3　現地踏査

現地踏査は計画対象区域のみならず,区域外であっても関連のある地区については,地形及び排水系統等
について十分な調査を行わなければならない。

2.4　調査及び計画

受託者は，富士川町より提供した資料，受託者が調査収集した資料及び関係者の打合せ結果等を十分検討した後，別紙「標準業務内容」に基づいて事業計画を作成するものとする。

2.5 まとめと照査

作業項目における方針の確定・確認並びに作業内容の照査を行う。

第３章　提出図書

3.1　提出図書

(1).下水道法事業計画

事業計画申請図書

①.事業計画書　　A4判　5部

②.事業計画説明書　　A4判　5部

③.下水道計画一般図（汚水）（縮尺1/10,000程度）　5部

④.主要な管渠区画割施設平面図（汚水）（縮尺1/2,500程度）　5部

⑤.主要な管渠縦断面図（汚水）（縮尺横1/2,500程度，縦1/100程度）　5部

⑦.主要な管渠流量計算書　5部

(2).その他参考図書

①.区画割平面図（汚水）（縮尺1/2,500程度）

②.枝線の管渠流量計算書

(3)． 打合せ議事録

(4)． 電子成果品

(5)． 都市計画事業認可申請書

事業認可申請図書

1）計画書

2）計画図

①.下水道計画総括図（縮尺1/25,000程度）　都市計画総括図　5部

②.ポンプ場，終末処理場，計画平面図（縮尺1/1,000程度）　白焼き着色　5部

③.申請書　A4判　5部

④.計画書　A4判　5部

⑤.参考図書

⑦.まとめと照査

(6)． 打合せ議事録

(7)． 電子成果品

第４章　参考図書

4.1　参考図書

業務は，下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

1. 下水道事業の手引（日本水道新聞社）
2. 持続的な汚水処理ｼｽﾃﾑ構築に向けた都道府県構想策定ﾏﾆｭｱﾙ（国土交通省，農林水産省，環境省）
3. 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（国土交通省）
4. 下水道施設計画･設計指針と解説（日本下水道協会）
5. 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
6. 小規模下水道施設マネジメント指針と解説（日本下水道協会）
7. 下水道事業コスト構造改善プログラム（国土交通省）
8. 下水道事業における費用効果分析マニュアル（国土交通省）
9. 下水汚泥広域利活用検討マニュアル（国土交通省）
10. 新都市計画の手続（都市計画協会）
11. 広域化・共同化策定マニュアル（総務省、農林水産省、国土交通省、環境省）
12. 下水道事業における事業マネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）

特　記　仕　様　書

１．特記仕様書の適用範囲

この仕様書は，「富士川町下水道事業 流域関連公共下水道(汚水)事業計画変更業務委託一般仕様書」第１章1.1及び1.2に定める特記仕様書とし，この仕様書に記載されていない事項は前記一般仕様書によるものとする。

２．業務の内容

業務の内容は，下記のとおりとする。

（１）　事業計画　（流域関連公共下水道）汚水（4.65）ha　区域は別添図のとおり

（２）　幹線管渠の施設平面図作成(既存区域)　（汚水のみ）

（３）　施設の設置に関する方針　施策数（1）施策

（４）　施設の機能維持に関する方針　対象施設（管きょ）

（５）　長期的な事業の見通し（なし）

（６）　計画降雨浸水防止区域図の作成　（なし）

（７）作業項目

①下水道事業計画変更

作　業　項　目		内　容
1.基本作業の確認		事業計画の作業スケジュール確認 事業目標年次、計画区域の確認
2.基礎調査	2-1.関連計画の資料収集整理	
	2-2.下水道整備維持管理状況の確認	下水道整備状況・加入状況の確認
	2-3.まとめと照査	基礎調査作業内容の照査
3.基本事項の検討	3-1.　事業計画区域及び計画ﾌﾚｰﾑの設定	事業計画フレームの修正
	3-2.計画汚水量､汚濁負荷量の算定	事業計画汚水量、汚濁負荷量の修正
	3-3.まとめと照査	作業内容の照査
4.汚水管渠計画	4-2.施設設計・点検の基本方針	管渠点検箇所・頻度・方法の確認
	4-3.枝線ルートの設定	既計画管渠計画の修正
	4-4.区画割及び面積測定	計画面積修正に伴う作業
	4-5.流量計算	枝線ルート変更に伴う修正
	4-6.雨水管渠計画との調整	作業なし
	4-7.区画割平面図作成	計画区域修正に伴う修正
	4-8.幹線管渠縦断面図作成	作業なし
	4-9.幹線管渠の施設平面図作成(拡大区域)	作業なし

作　業　項　目		内　容
4.汚水管渠計画	4-11.幹線管渠の流量計算書作成	作業なし
	4-12.下水道計画一般図作成	計画区域修正に伴う修正
	4-14.関係機関協議図書作成	作業なし
	4-15.概算事業費の算出	作業なし
	4-16.まとめと照査	作業内容の照査
5.雨水管渠計画		委託仕様外
6.汚水ポンプ場計画		委託仕様外
7.雨水ポンプ場計画		委託仕様外
8.終末処理場計画		委託仕様外
9.下水処理による水質向上の見通し		委託仕様外
10.財政計画の策定	10-1.年度別整備計画	整備計画見直し
	10-2.年度別事業費の算出	〃
	10-3.財源計画	事業期間内財政計画修正
	10-4.下水道使用料等の見通し	接続率・有収率の改善見通しの整理修正
	10-5.まとめと照査	作業内容の照査
11.主要な施設の設置及び機能維持に関する中長期的な方針	11-1.施設の設置に関する方針(1施策)	事業計画期間中の整備内容の確認及び整備に伴う事業指標の修正
	11-2.施設の維持に関する方針（管渠のみ)	施設の点検・調査に関する方針の修正
	11-3.長期的な事業の見通し	作業なし
	11-4.まとめと照査	作業内容の照査
12.提出図書の作成	12-1.事業計画書	事業計画書の修正
	12-2.事業計画説明書	事業計画説明書の修正
	12-3.提出図面まとめ	事業計画図の修正とりまとめ
	12-4.その他参考図書まとめ	打合せ議事録のまとめ
	12-5.　まとめと照査	委託仕様との整合性確認
12.設計協議		委託者との協議

②都市計画事業認可申請図書作成

作　業　項　目	内　容
1.基本事項の打合わせ	事業認可変更内容・作業スケジュールの確認
2.計画図	事業認可申請図の修正
3.申請書	事業認可申請書の修正
4.参考図書	計画概要書の作成　用途区域図・字界図の修正
5.まとめと照査	事業認可申請図書作成作業項目における方針 の確定・確認と作業内容の照査